

無担保

無保証

低金利

小規模事業者の皆さまの
資金調達を応援します！

マル経融資制度



マル経
融資制度
とは？

小規模事業者経営改善資金（略称：マル経融資）は、経営改善を図ろうとする小規模事業者の経営を応援するために、川越商工会議所の推薦に基づき無担保・無保証人・低金利で融資される日本政策金融公庫の融資制度です。

融資限度額

2,000 万円 ※1

利率（平成 28 年 8 月 10 日現在）

年利 1.30% ※2

担保・保証人

不要

（保証協会の保証も不要です）

返済期間

運転資金 7 年以内（据置期間 1 年以内）

設備資金 10 年以内（据置期間 2 年以内）

※1 融資の実行にあたっては審査があります。審査の結果、ご希望にそえない場合もございます。また、融資金額が 1,500 万円を超える場合は、事業計画書等の作成が必要となります。

※2 マル経融資の年利は固定金利です。利率は金融情勢によって変動します

ご利用いただける方

- 常時使用する従業員が、商業・サービス業（宿泊業および娯楽業を除く）の場合は **5 人以下**、製造業その他の場合は **20 人以下** の法人・個人事業主の方
- 商工会議所の経営指導員による **経営指導を 6 ヶ月以上受けている方**
- 原則、川越市内で最近 **1 年以上** 事業を行っている方
- 所得税、法人税、事業税または県民税もしくは市民税について、納期限の到来している **当該義務納税額** を完納している方
- 商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方

お申し込み時の提出資料

個人事業主の方

- 借入推薦依頼書（所定用紙）
- 前期・前々期の青色決算書（収支内訳書）および確定申告書（控）
- 現在の借入金の返済一覧表
- 見積り、カタログ等（設備資金）
- 所得税、事業税、住民税の領収書または納税証明書

法人の方

- 法人税、事業税、住民税の領収書または納税証明書
- 会社の登記簿謄本
- 決算後 6 ヶ月以上経過している場合は、直近の試算表

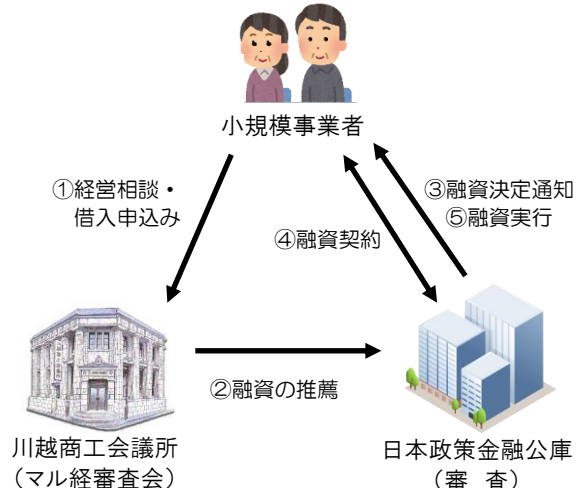
初回利用者の方

（個人事業主・法人共通）

- 不動産を所有している場合には不動産登記簿謄本（法人の方は代表者含む）

※その他追加書類が必要な場合もございます

お申し込み・お手続きの方法



川越商工会議所 経営支援部 行
F A X 049-225-2101 (本所：経営支援グループ)
049-265-8870 (支所：ウェスタ川越オフィス)

マル経融資相談申込書

マル経（小規模事業者経営改善資金）の利用を希望しますので、下記のとおり連絡いたします。

事業所名			
代表者名		担当者名	
電話番号		F A X	
E-mail			
業種・営業内容			

●マル経相談内容

借入希望額	万円
資金の用途	1. 運転資金（必要理由） 2. 設備資金（必要理由）
借入希望時期	平成 年 月（上旬・中旬・下旬）頃
すでにマル経を利用中の場合の利用状況	※日本政策金融公庫の返済明細表でご確認ください ≪現在の借入残高≫ _____万円（平成 年 月 日現在） ≪当初の借入額≫ _____万円（平成 年 月 日借入）

※記載いただいた情報は、マル経資金の相談・お申込・審査以外の目的には使用いたしません

川越商工会議所 経営支援部

本所：経営支援グループ ☎ 049-229-1850
 支所：ウェスタ川越オフィス ☎ 049-265-8860
 E-mail keieishien@kawagoe.or.jp

業務時間 9:00～17:15（土日・祝日除く）

所在地 本所：川越市仲町1-12
 支所：川越市新宿町1-17-17
 ウェスタ川越公共施設棟5階

